

令和7年度

事業計画書

令和7年4月 1日から
令和8年3月31日まで

公益財団法人鹿児島県交通安全協会

令和7年度 事業計画書

公益財団法人鹿児島県交通安全協会では、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現できるように、交通事故防止のための交通安全対策企画推進事業及び交通安全活動助成事業並びに交通の安全と円滑の確保に寄与するため、次の事業を行う。

1 交通安全対策企画推進事業

(1) 交通安全対策事業

ア 交通安全活動の推進

年間を通じて、交通安全対策事業を推進するとともに、各季の交通事故防止運動の期間中等においては、街頭キャンペーンやメディアを通じて交通事故防止に有効な情報提供、運転者の安全意識の高揚、自転車の安全利用の推進を呼び掛けるなどの啓発活動を強化推進する。

- ・ 春の全国交通安全運動（4月6日～15日）
- ・ 夏の交通事故防止運動（7月11日～20日）
- ・ 秋の全国交通安全運動（9月21日～30日）
- ・ 年末年始の交通事故防止運動（12月10日～1月10日）
- ・ 関係機関と協議して設定する活動強化月間
- ・ 交通事故死0（ゼロ）を目指す日（4月10日、9月30日）
- ・ ライト点灯の日（10月10日）
- ・ 高齢者交通安全の日（毎月15日）
- ・ 交通安全の日（毎月20日）

イ 交通安全競技大会の開催

- ・ 交通安全こども自転車鹿児島県大会を開催（6月28日）
- ・ 交通安全こども自転車地区大会を地元自治体との共催により開催

ウ 運転者や運転教育指導員に対する安全活動

学校、企業等に講師を派遣して交通安全講習を実施するほか、自転車安全運転教育指導員に対する講習の実施と認定登録を行うとともに、自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務遵守やTSマークの普及に努める。

エ 交通安全教室の開催

交通安全教育班等による幼児・児童や高齢者等を対象にした出前型交通安全教室や各地区協会によるナイトスクールを開催するなど、交通弱者自身が交通事故から身を守る上で必要な知識を教示し、日常の歩行や自転車等の乗用中に遵守すべき事項を体験・習得させる模擬信号機や自転車シミュレータ等を活用した参加体験型の交通安全活動を推進する。

オ 交通安全用品等の配布・貸出し

高齢者・児童等を中心に夜光反射材等の無償配布や交通安全教育用信号機、同DVD・チャイルドシートの無償貸出しを行う。

カ 地域交通安全活動推進委員の活動促進

県警察及び地区協会との連携を密にし、研修会等を通じて推進委員が行う交通安全活動の支援・促進に努める。

(2) 交通安全啓発・広報事業

ア 交通安全大会等の開催

鹿児島県、鹿児島県警察、交通安全関係団体等と共催する「くらし安全・安心県民大会」、「ふるさと交通安全フェア」等を活用して交通安全教室、交通安全コーナーの開設、交通安全広報等を行うほか、地区協会が主催又は地元自治体等と共催する高齢者交通安全大会等の交通安全イベントを開催する。

イ 各種媒体を活用した交通安全広報の推進

広報紙(誌)、ポスター、チラシ、ラジオ、テレビ、新聞、懸垂幕、横断幕、のぼり旗、パトカー電車「交通安全号」等を活用した広報や広報車による交通安全広報を行う。

- ・ 広報紙「交通安全かごしま」への掲載
- ・ 南日本新聞への掲載
- ・ FM 鹿児島のスポット放送
- ・ MBC ラジオのスポット放送
- ・ 生活情報誌への掲載
- ・ 鹿児島市電「交通安全号」のラッピング
- ・ 鹿児島市営バスのラッピング

ウ 交通安全啓発行事の開催

二輪車を対象としたセーフティ・ライディングスクールの開催、薄暮時や夜間帯にかけて増える高齢者の交通事故を防ぐためのナイトスクールの開催、高齢者交通安全さつま狂句などの募集等を行う。

エ 交通安全啓発行事への参加の呼び掛け

全日本交通安全協会が主催する「交通安全年間スローガン」、「交通安全ファミリー作文コンクール」、「交通安全ポスターデザイン」の募集に県民の参加を呼び掛ける。

(3) 交通安全活動支援事業

ア セーフティ・チャレンジ交通安全コンテストに対する支援

参加チーム全員が無事故・無違反を達成することを目標に安全運転を実践するとともに、参加者を通じて広く県民に交通安全意識を浸透させ、交通事故の防止を図ることを目的に当協会、鹿児島県安全運転管理協議会、自動車安全運転センター鹿児島事務所が共催で実施している「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」に対する活動支援を行う。

イ 交通安全行事に対する支援

関係機関、団体が実施する新入学児童に対する黄色いワッペンや交通事故防止資機材の配布支援を行うほか、高齢者等を交通事故から守る夜光反射材の配

布と着用促進等の活動支援を行う。

ウ 交通安全団体等への支援

当法人と交通安全活動の推進計画や行事实施等について緊密に連携して行っている交通安全県民運動推進協議会、鹿児島県警察、鹿児島県交通安全母の会連絡協議会等からの支援要請に基づき、これらの機関・団体が実施する交通安全活動の支援を行うほか、交通安全啓発資機材の貸出し等を行う。

エ 交通安全活動に伴う交通被害者等に対する支援

当法人が行う街頭監視活動及び交通安全行事において、実施者又は参加者が交通事故等の被害者となった場合に見舞金、弔慰金の支給等、被害者、遺族の支援を実施する。

(4) 優良運転者等の表彰上申等事業

交通安全活動に尽力し、功績があった個人・団体について次の表彰上申等事業を行う。

ア 全日本交通安全協会・九州交通安全協会の表彰

イ 鹿児島県警察本部長・鹿児島県交通安全協会理事長連名表彰

ウ 警察署長・地区協会長連名表彰

(5) 交通事故・交通安全相談事業

交通事故関係者の支援を目的に面接又は電話により相談を受理する。

また、駐車、交通規制、道路使用、自転車利用の損害賠償保険の加入等に関する照会や相談を受理する。

2 交通安全活動助成事業

地域の安全な交通環境の維持と向上を図るため、地域の住民が自ら考え、自ら行動する自主的な交通安全活動を行う団体に対して、その活動に必要な経費の一部を助成する。

3 道路使用許可に係る現地調査事業

(1) 警察署長が、道路使用許可の可否及び許可条件を判断するための情報を収集する交通状況調査等の事前現地調査を実施する。

(2) 許可条件の遵守状況等の確認及び必要な現地指導を行うための中間現地調査を実施する。

(3) 許可期間満了後の原状回復状況を確認するための事後現地調査を実施する。

4 運転免許事務事業

運転免許行政の円滑な運用及び免許証更新者等の申請手続の支援を図り、運転免許行政の目的である交通の安全と円滑の確保に寄与することを目的に

(1) 運転免許証の申請・返納等の受理

(2) 運転免許証の交付・記載事項変更等の処理

(3) 運転免許証更新申請の受理

(4) 適性検査

(5) 運転免許試験の申請受理及び学科試験の実施に関する事務（合否判定を除く。）

(6) 運転免許証及び仮運転免許証の作成・交付

(7) 高齢者講習の通知・窓口事務

等を実施する。

5 運転免許保有者に対する講習事業

(1) 運転免許更新時講習事業

優良運転者講習（30分）、一般運転者講習（1時間）、違反運転者講習（2時間）、初回更新者講習（2時間）の4区分に応じた講習を実施する。

(2) 違反者講習事業

軽微な違反行為や交通事故により、累積点数が6点になった者を対象に「実車コース」又は「社会参加活動コース」の講習を実施する。

(3) 停止処分者講習事業

運転免許証の保留、効力の停止又は6か月を越えない範囲内の自動車の運転の禁止を受けた者を対象に、短期講習（処分期間が40日未満）、中期講習（処分期間が40日以上90日未満）及び長期講習（処分期間が90日以上）を実施する。

6 原付免許を受けようとする者に対する講習事業

原付免許取得希望者に対し原付の交通事故防止を図るため、安全な運転に必要な知識を習得させるとともに、安全走行に必要な技能を習得させるための講習を実施する。

7 公益目的事業に資する事業

鹿児島県内における交通秩序の確立と交通安全の確保に寄与する公益目的事業活動の推進に資するために次の事業を実施する。

(1) 自動車保管場所現地調査受託事業

ア 自動車保管場所現地調査及び証明に係る事務補助

イ 自動車保管場所証明に係る現地調査

ウ 自動車保管場所現地調査結果報告書の作成・提出

(2) 運転免許試験場コース開放事務業務受託事業

土日に鹿児島県運転免許試験場のコースを開放して、自動車運転の練習を希望する者に対する試験場コースの使用手続を行う。

(3) 自動車運転練習用車両貸出事業

土日に鹿児島県運転免許試験場のコースを使用して、自動車運転の練習を希望する者に対して練習用車両の貸出しを行う。

(4) 類似活動法人からの受託事務等

ア 安全運転管理協議会事務

当法人と類似の活動を行う安全運転管理協議会に係る事務を行う。

イ 自動車安全運転センター事務

当法人と類似の活動を行う自動車安全運転センターに係る事務の運転経歴証明書取得勸奨事務を行う。

ウ 安全活動団体（交通安全会議連合会等）事務

当法人と類似の活動を行う各種交通安全活動に取り組むために結成された交通安全活動団体（交通安全会議連合会等）に係る事務を行う。

(5) 運転免許更新手続時の添付可能な写真及び交通安全グッズの販売等に係る事業

ア 運転免許更新手続申請者が必要とする写真の撮影と販売を行う。

イ 交通関係法令等により義務付けられている、あるいは交通事故防止に有効として推奨されている交通安全グッズ類の販売を行う。

(6) 鹿児島県収入証紙販売事業

当法人が公益目的事業として実施する受託事業以外の用途に充てられる鹿児島県収入証紙の販売を行う。